

新 旧 対 照 表

新	旧
<p data-bbox="376 228 871 260">委託業務低入札価格調査実施要領</p> <p data-bbox="147 347 510 379">第 1 条 及び 第 2 条 略</p> <p data-bbox="197 464 492 496">(適用対象委託業務)</p> <p data-bbox="147 523 1099 791">第 3 条 この要領は、競争入札により予定価格 <u>（単価入札の場合は、予定価格に予定数量を乗じて得た額）</u> が 5 百万円以上の委託業務の契約を締結しようとする場合に適用する。ただし、機種等選定・委託事業指名業者選定審査会において低入札価格調査の対象としないとされたときは適用しないものとする。</p> <p data-bbox="147 818 344 850">2 及び 3 略</p> <p data-bbox="197 935 425 967">(調査基準価格)</p> <p data-bbox="147 994 313 1026">第 4 条 略</p> <p data-bbox="147 1053 1099 1321">2 調査基準価格の額は、予定価格に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額 <u>とする。ただし、単価入札の場合は、小数第 5 位以下の端数を生じたとき、これを切り捨てる。</u>）とする。ただし、入札の執行者が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p>	<p data-bbox="1357 228 1852 260">委託業務低入札価格調査実施要領</p> <p data-bbox="1122 347 1485 379">第 1 条 及び 第 2 条 略</p> <p data-bbox="1171 464 1467 496">(適用対象委託業務)</p> <p data-bbox="1122 523 2074 730">第 3 条 この要領は、競争入札により予定価格 5 百万円以上の委託業務の契約を締結しようとする場合に適用する。ただし、機種等選定・委託事業指名業者選定審査会において低入札価格調査の対象としないとされたときは適用しないものとする。</p> <p data-bbox="1122 818 1319 850">2 及び 3 略</p> <p data-bbox="1171 935 1400 967">(調査基準価格)</p> <p data-bbox="1122 994 1288 1026">第 4 条 略</p> <p data-bbox="1122 1053 2074 1260">2 調査基準価格の額は、予定価格に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、入札の執行者が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p>

(予定価格を記載した書面への調査基準価格の記載)

第5条 入札の執行者は、予定価格を記載した書面に、調査基準価格を「(調査基準価格 ○○円)」と記載し、かつ、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た金額 (1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第3位以下の端数を生じたとき、これを切り上げる。) を「(調査基準価格の108分の100の額 ○○円)」と記載するものとする。

(予定価格を記載した書面への調査基準価格の記載)

第5条 入札の執行者は、予定価格を記載した書面に、調査基準価格を「(調査基準価格 ○○円)」と記載し、かつ、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格の108分の100の額 ○○円)」と記載するものとする。

(入札者への周知)

第6条 入札の執行者は、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知に次の各号に掲げる内容を明記するとともに、入札約款の提示の際及び入札執行の際に説明するものとする。

(1) から (4) まで 略

(5) 低価格入札者(第1順位者でない者を含む。)は、開札をした日 (総合評価落札方式による場合は、高評価値者を決定した日) の翌日から起算して4日以内(この期間に千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)が含まれる場合にあつては、その休日の日数は、この期間に算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならないこと。また、期限までに提出しない者は入札を無効とすること。

(6) 略

(入札者への周知)

第6条 入札の執行者は、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知に次の各号に掲げる内容を明記するとともに、入札約款 (電子入札を執行する場合は、電子入札約款) の提示の際及び入札執行の際に説明するものとする。

(1) から (4) まで 略

(5) 低価格入札者(第1順位者でない者を含む。)は、開札をした日の翌日から起算して4日以内(この期間に千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)が含まれる場合にあつては、その休日の日数は、この期間に算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならないこと。また、期限までに提出しない者は入札を無効とすること。

(6) 略

(入札の執行)

第7条 入札の結果、第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、入札の執行者は、落札者の決定を保留する旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、その入札を終了する。

(総合評価落札方式による入札で、開札後に業務提案を審査する場合は、業務提案を審査するため落札者の決定を保留した後、審査の結果、低価格入札者がいたときに、低入札価格調査を実施するため、保留を継続する旨を宣言する。)ただし、第1順位者が複数の者である場合においては、くじを引かせ第1順位者を1者に確定した後、落札者の決定を保留とするか否か判断するものとする。

2及び3 略

(入札の執行)

第7条 入札の結果、第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、入札の執行者は、落札者の決定を保留する旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、その入札を終了する。ただし、第1順位者が複数の者である場合においては、くじを引かせ第1順位者を1者に確定した後、落札者の決定を保留とするか否か判断するものとする。

2及び3 略

4 入札の執行者は、総合評価落札方式による入札において、低価格入札者及び高評価値者のうち、第1順位者以外の者について、複数の者の総合評価値が同等である場合は、第1項の規定により落札者の決定を保留する旨を宣言した直後、入札を終了する前にくじを引かせ順位を確定させなければならない。この場合において、くじを引かせた結果、低価格入札者のうち高評価値者よりも低順位となった者については、以後低価格入札者として扱わないものとする。

ただし、開札後、業務提案に係る審査を行い、低価格入札者及び高評価値者が判明する場合は、判明した時点で、総合評価値が同等である者に、くじを引かせるものとする。

5 入札の執行者は、第1項の規定により入札を保留としたときは、入札の終了後（総合評価落札方式による場合は、低価格入札者がいることが判明したとき）直ちに別記第12号様式により総務部管財課長に報告するものとする。

第8条及び第9条 略

4 入札の執行者は、総合評価落札方式による入札において、低価格入札者及び高評価値者のうち、第1順位者以外の者について、複数の者の総合評価値が同等である場合は、第1項の規定により落札者の決定を保留する旨を宣言した直後、入札を終了する前にくじを引かせ順位を確定させなければならない。この場合において、くじを引かせた結果、低価格入札者のうち高評価値者よりも低順位となった者については、以後低価格入札者として扱わないものとする。

5 入札の執行者は、第1項の規定により入札を保留としたときは、入札の終了後直ちに別記第12号様式により総務部管財課長に報告するものとする。

第8条及び第9条 略

(低入札価格調査報告書等)

第10条 低入札価格調査の実施者は、入札の執行者が第7条第1項の規定により入札を終了した後 (総合評価落札方式による場合は、高評価値者を決定した後) 直ちに、低価格入札者全者に対し、別記第13号様式により別紙1に定める書類(以下「低入札価格調査報告書」という。)の提出を求めなければならない。

2 低入札価格調査の実施者は、前項の規定による通知について、入札執行日 (総合評価落札方式による場合は、高評価値者を決定した日) 当日中に低価格入札者全者に到達するよう配慮するものとする。

3 低入札価格調査報告書の提出期限は、開札をした日 (総合評価落札方式による場合は、高評価値者を決定した日) の翌日から起算して4日以内とする。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあつては、その休日の日数は、この期間に算入しない。

4～7 略

(低入札価格調査報告書等)

第10条 低入札価格調査の実施者は、入札の執行者が第7条第1項の規定により入札を終了した後直ちに、低価格入札者全者に対し、別記第13号様式により別紙1に定める書類(以下「低入札価格調査報告書」という。)の提出を求めなければならない。

2 低入札価格調査の実施者は、前項の規定による通知について、入札執行日当日中に低価格入札者全者に到達するよう配慮するものとする。

3 低入札価格調査報告書の提出期限は、開札をした日の翌日から起算して4日以内とする。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあつては、その休日の日数は、この期間に算入しない。

4～7 略

(事情聴取の実施)

第11条 略

2 前項の規定による事情聴取は、第1順位者については開札をした日 (総合評価落札方式による場合は、高評価値者を決定した日)の翌日から起算して9日以内実施しなければならない。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあつては、その休日の日数は、この期間に算入しない。

3～6 略

第12条から第20条まで 略

(調査対象業務の概要等の公表)

第21条 略

2 略

3 低入札価格調査の実施者は、前各項の規定により概要を作成後主管課長に送付するものとし、主管課長はそれらを取りまとめるうえ、閲覧に供するとともに、インターネットにより公表するものとする。

なお、公表の期間は落札決定又は契約の相手方を決定した日以降から、翌会計年度が終了する日までとする。

(事情聴取の実施)

第11条 略

2 前項の規定による事情聴取は、第1順位者については開札をした日の翌日から起算して9日以内実施しなければならない。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあつては、その休日の日数は、この期間に算入しない。

3～6 略

第12条から第20条まで 略

(調査対象業務の概要等の公表)

第21条 略

2 略

3 低入札価格調査の実施者は、前各項の規定により概要を作成後主管課長に送付するものとし、主管課長はそれらを取りまとめるうえ、閲覧に供するとともに、インターネットにより公表するものとする。

第 2 2 条～第 2 3 条 略

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

第 2 2 条～第 2 3 条 略